「(仮称) 青森市障がい者の権利に関する条例」骨子(案)

【骨格】

前文

第1章 総則

- 1 目的
- 2 用語の定義
- 3 基本理念
- 4 市の責務
- 5 市民等の役割

第2章 障がいのある人の権利擁護

第1節 障がいのある人に対する差別等の禁止

- 1 差別等の禁止
- 2 社会的障壁の除去のための合理的配慮

第2節 差別等に対する相談体制

- 1 相談及び助言
- 2 あっせんの申立て
- 3 あっせん
- 4 勧告及び公表

第3節 差別等に該当する事案解決の体制

1 (仮称)障害者差別解消支援地域協議会

第3章 地域における共生社会実現に向けた取組

第1節 情報の取得、意思疎通に対する支援

- 1 情報の取得及び意思疎通における障壁の除去
- 2 障がいのある人に配慮した情報発信等
- 3 意思疎通等の手段の普及
- 4 意思疎通支援者の養成等
- 5 災害時等の情報の確保

第2節 自立と社会参加

- 1 移動手段の確保の必要性
- 2 就労及び雇用等への支援

第4章 障がいに対する市民の理解促進

- 1 広報及び啓発の推進
- 2 障がいのある人とない人の交流の推進

【条例に盛り込む内容】

前文

- ・地域の現状や本市の取組を盛り込むこと。
- ・障害者権利条約、障害者基本法及び障害者差別解消法を踏まえ条例を制定すること。
- ・条例が目指すものを盛り込むこと。

第1章 総則

1 目的

障がい及び障がいのある人に対する市民の理解を深めるための基本となる事項等を定めることにより、障がいの有無によって分け隔てられることなく、誰もが互いを尊重し、支え合い、地域で安心して暮らしながら、生きがいを持って参加できる社会の実現を図ることを目的とします。

2 用語の定義

(1) 障がいのある人

身体障がい、知的障がい、精神障がい(発達障がいを含む。)などの心身の機能の障がいがある者で、障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活及び社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもののこと。

(2) 障がいを理由とする差別

正当な理由なしに、障がい又は障がいに関連する事由を理由として、障がいのある人を排除し、その権利の行使を制限し、その権利を行使する際に条件を付け、その他障がいのある人に対する不利益的な取扱いをすることにより、障がいのある人の権利利益を侵害すること又は合理的配慮の提供をしないこと。

(3) 社会的障壁

障がいのある人にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念などのこと。

(4) 合理的配慮

社会的障壁の除去の実施が必要とされている場合で、実施に伴う負担が過 重でないときに適切な調整及び変更を行うこと。

3 基本理念

- ・年齢や性別にかかわらず、障がいのある人もない人も権利が平等に尊重されること。
- ・障がいのある人が、正当な理由なく、障がいを理由として、その権利や利益が侵害 されることがないよう、権利擁護が推進されること。
- ・障がいのある人が、切れ目のない支援により、住みなれた地域で安心して暮らしていくことができるよう、合理的配慮の提供が推進されること。
- ・障がいに対する市民一人ひとりの関心と理解を深めることができるよう普及、啓 発活動が推進されること。
- ・障がいのある人が、可能な限り、言語(手話を含む。)その他の意思疎通のための 手段について選択の機会が確保されるとともに、情報の取得及び意思疎通のため の手段について選択の機会の拡大が図られること。

4 市の責務

市は、この条例の目的を達成するため、基本理念に基づき、障がいを理由とする 差別を解消するための施策を策定し、実施しなければならないものとします。

5 市民等の役割

市民及び事業者は、基本理念について理解を深めるとともに、市が実施する障がいを理由とする差別を解消するための施策の推進に協力するよう努めるものとします。

第2章 障がいのある人の権利擁護

第1節 障がいのある人に対する差別等の禁止

1 差別等の禁止

- ・差別には、直接的な差別だけではなく、間接的に差別に繋がる場合があることを 理解しなければならないものとします。
- ・全ての市民は、障がいのある人に対して、障がいを理由として差別することやそ の他の権利利益を侵害する行為をしてはならないものとします。

2 社会的障壁の除去のための合理的配慮

- ・社会的障壁の除去は、それを必要としている障がいのある人が現に存在し、かつ その実施が過重でないときは、障がいのある人の権利利益を侵害することがない よう、その実施について合理的配慮をしなければならないものとします。
- ・市、市民及び事業者が、合理的配慮をする場面は、次に掲げるものとします。
 - (1) 福祉サービスを提供する場合
 - (2) 医療を提供する場合
 - (3) 商品の販売又はサービスを提供する場合
 - (4) 労働者を雇用する場合
 - (5)教育を行う場合
 - (6) 不特定多数の者が利用する施設(公共交通機関を含む。) を提供する場合
 - (7) 不動産の取引を行う場合
 - (8)情報を提供する及び情報を受領する場合
 - (9) 療育を行う場合

(10) 災害時に支援する場合

(11) その他障がいのある人の生活に相当な制限を与えている場合

第2節 差別等に対する相談体制

1 相談及び助言

- ・障がいのある人等は、障がいを理由とする差別について、市に相談することができるものとします。
- ・市は、障がいのある人等から相談があったときは、必要に応じて次に掲げる対応 をとるものとします。
 - (1)関係者へ事情聴取すること。

(2)関係者へ説明及び助言すること。

- (3) 関係行政機関への通知等を行うこと。
- (4)その他障がいを理由とする差別を解消するために必要なこと。

2 あっせんの申立て

・相談を受け、市が関係者間の調整を行っても、差別事案が解決しない場合は、あっせんの申立てをすることができるものとします。

3 あっせん

・(仮称)障害者差別解消支援地域協議会(以下「地域協議会」という。)は、あっせんの必要がある場合は、差別事案の関係者にあっせんを行うものとします。

4 勧告及び公表

- ・差別事案の対象者が、あっせん案を受諾しない場合、勧告することができるもの とします。
- ・勧告に従わない場合、勧告に従わなかった旨を公表することができるものとしま す。

第3節 差別等に該当する事案解決の体制

1 (仮称)障害者差別解消支援地域協議会

- ・地域協議会は、あっせんの申立てがあった場合に、あっせんを行うなどの役割を 担うものとします。
- ・地域協議会の委員は、当事者、教育、福祉、医療・保健、事業者、法曹等の分野の うちから市長が委嘱するものとします。

第3章 地域における共生社会実現に向けた取組

第1節 情報の取得、意思疎通に対する支援

1 情報の取得及び意思疎通における障壁の除去

・障がいのある人が、情報の取得や意思疎通が容易にできるようにするために必要 な支援を行うものとします。

2 障がいのある人に配慮した情報発信等

・障がいのある人が情報を速やかに得ることができるよう、言語(手話を含む。)、点字、平易な表現等の障がいの特性に配慮した手段や様式による情報提供を行うよう努めるものとします。

3 意思疎通等の手段の普及

- ・点字、平易な表現等の障がいの特性に応じた多様な意思疎通手段が普及するよう 取組に努めるものとします。
- ・手話が言語であるとの認識に基づき、手話の普及及び理解の促進を図るために必要な取組に努めるものとします。

4 意思疎通支援者の養成等

・点訳、手話通訳その他の方法により障がいのある人の情報の取得及び意思疎通を 支援する者の養成及び技術の向上のために必要な取組に努めるものとします。

5 災害時等の情報の確保

・関係機関と連携して、災害時又は緊急時に障がいのある人の安全を確保するため に、必要となる情報を伝えられるよう、多様な情報手段を確保するような取組に 努めるものとします。

第2節 自立と社会参加

1 移動手段の確保の必要性

・障がいのある人の自立と社会参加のため、安全で快適に利用できる交通手段が提供されることの重要性を理解し、その確保に努めるものとします。

2 就労及び雇用等への支援

- ・障がいのある人の就労及び雇用を促進するため、就労に関する相談及び支援の充 実を図ることとします。
- ・障がいのある人の障がいの特性を理解し、その雇用の機会を広げるよう努めるも のとします。

第4章 障がいに対する市民の理解促進

1 広報及び啓発の推進

・障がい及び障がいのある人に対する市民の理解を広げ深める取組を進めるものと します。

2 障がいのある人とない人の交流の推進

・障がいのある人とない人が交流することのできる機会を提供する取組を進めるも のとします。